【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の四**　第二十三条の二の規定（同条第二項第一号ニ並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。）は、法第二十七条の三十の九第二項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。）において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の四**　第二十三条の二の規定（同条第二項第一号ニ並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。）は、法第二十七条の三十の九第二項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。）において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

（改正前）

（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の四の二**　第二十三条の二の規定（同条第二項第一号ニ並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。）は、法第二十七条の三十の九第三項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。）において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】

（改正後）

（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の四の二**　第二十三条の二の規定（同条第二項第一号ニ並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。）は、法第二十七条の三十の九第三項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。）において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

（改正前）

（法第二十三条の十三第二項若しくは第四項又は法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の四**　第二十三条の二の規定は、法第二十七条の三十の九第三項において同条第一項を準用する場合について準用する。

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】

（改正後）

（法第二十三条の十三第二項若しくは第四項又は法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の四**　第二十三条の二の規定は、法第二十七条の三十の九第三項において同条第一項を準用する場合について準用する。

（改正前）

（新設）